

意見案第 2 号

2026 年度 北海道最低賃金改正等に関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 25 日

提出者 富良野市議会議員 橋 詰 亜咲美

賛成者 同 松 下 寿美枝

同 同 本 間 敏 行

同 同 家 入 茂

同 同 大 栗 民 江

同 同 宮 田 均

同 同 二 宮 利 和

—提出先— 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長

2026 年度 北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、日本国憲法第 25 条において「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

北海道内で働く方の暮らしは昨今の物価上昇で、生活がより一層厳しいものとなっています。昨年 10 月に北海道最低賃金が引上げられましたが、道内の労働者 216 万人のうちのおよそ 2 割強の非正規労働者の実質賃金がマイナスとなっているのが現状です。

労働基準法第 2 条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与することができません。

適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小事業者の賃上げを後押しすることが重要です。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、多くの働く方の生活はこれまで以上に厳しさを増して個人の消費行動が落ち込み、企業の収益が減少し北海道経済に悪影響を及ぼしかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2026 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 地域格差の是正を図るため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（いずれも令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に基づいた審議を行うこと。
2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金の引上げ審議を行うこと。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と最低賃金の引上げに向けた環境整備の充実、強化を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 30 日

富良野市議会